新潟県条例第２号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目及び別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目及び別表の細目の項（以下「移動後別表細目等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目及び別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目及び別表の細目の項（以下「移動別表細目等」という。）が存在する場合には当該移動別表細目等を当該移動後別表細目等とし、移動後別表細目等に対応する移動別表細目等が存在しない場合には当該移動後別表細目等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目及び別表の細目の項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後

別表（第３条関係）

(1)　（略）

(2)　県民生活・環境部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
15の3	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第27条第１項の規定に基づく第１種フロン類充塡回収業者の登録の申請に対する審査	第１種フロン類充塡回収業者登録申請手数料		（略）
15の4	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第１項の規定に基づく第１種フロン類充塡回収業	第１種フロン類充塡回収業者登録更新申請手		（略）

改正前

別表（第３条関係）

(1)　（略）

(2)　県民生活・環境部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
15の3	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第９条第１項の規定に基づく第１種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査	第１種フロン類回収業者登録申請手数料		（略）
15の4	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第１項の規定に基づく第１種フロン	第１種フロン類回収業者登録更新申請手数料		（略）

	者の登録の更新の申請に対する審査	数料		
（略）				
15の14	（略）	（略）		（略）
15の15	土壌汚染対策法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	指定調査機関指定申請手数料		１件につき30,900円
15の16	土壌汚染対策法第32条第１項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	指定調査機関指定更新申請手数料		１件につき24,800円
（略）				

(2)の２　（略）

(3) 福祉保健部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
20	削除			
21	歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく厚生労働省令の規定による	（略）		（略）

	類回収業者の登録の更新の申請に対する審査			
（略）				
15の14	（略）	（略）		（略）
（略）				

(2)の２　（略）

(3) 福祉保健部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
20	歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第１号）附則第２条第１項の規定に基づく歯科技工士国家試験の実施	歯科技工士国家試験手数料		１件につき36,000円
21	歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条及び歯科技工法の一部を改正する法律附則	（略）		（略）

	歯科技工士国家試験合格証明書の交付			
（略）				
37	（略）	（略）		（略）
37の2	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第６項第３号の規定に基づく食品衛生管理者に係る養成施設の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者養成施設登録申請手数料		１件につき150,000円
37の3	食品衛生法第48条第６項第４号の規定に基づく食品衛生管理者に係る講習会の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者講習会登録申請手数料		１件につき90,000円
（略）				
52	（略）	（略）		（略）
52の2	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第５項第３号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録の申請に対する審査	食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料		１件につき150,000円
52の3	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する	食鳥処理衛生管理		１件につき90,000円

	第２条第１項の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付			
（略）				
37	（略）	（略）		（略）
（略）				
52	（略）	（略）		（略）

	法律第12条第５項第４号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録の申請に対する審査	者講習会登録申請手数料		
（略）				

(4)　（略）

(5)　農林水産部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				

（略）				

(4)　（略）

(5)　農林水産部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
33の２	薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第２号）附則第３条又は第６条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第１条の規定による改正前の薬事法施行令（以下「旧薬事令」という。）第45条第１項の規定に基づく動物用医薬品の販売業の許可証又は動物用医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書	動物用医薬品販売業許可証又は動物用医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料		１件につき 2,200円

33の2	（略）	（略）		（略）
33の3	（略）	（略）		（略）
（略）				
66	林業種苗法第20条第２項の規定に基づく種穂が指定採取源から採取されたものであること又は苗木が指定採取源から採取された種穂から育成されたものであることについての証明の申請に対する審査	（略）		（略）

(6) 土木部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
34	（略）	（略）		（略）

	換え交付			
33の3	旧薬事令第46条第１項の規定に基づく動物用医薬品の販売業の許可証又は動物用医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	動物用医薬品販売業許可証又は動物用医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料		１件につき 3,100円
33の4	（略）	（略）		（略）
33の5	（略）	（略）		（略）
（略）				
66	林業種苗法第20条第１項の規定に基づく種穂が指定採取源から採取されたものであること又は苗木が指定採取源から採取された種穂から育成されたものであることについての証明の申請に対する審査	（略）		（略）

(6) 土木部関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
（略）				
34	（略）	（略）		（略）

34の2	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第１項の規定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査	建替えマンション容積率特例許可申請手数料		１件につき160,000円						
35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第５条第１項から第３項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 建築をしようとする住宅が一戸建てである場合(~~(3)に該当する場合を除く。~~)	１件につき7,600円(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出を行う場合にあっては、次に掲げる額を合算した額（以下「建築確認等手数料額」という。）に7,600円を加えた額) (1) （略）	35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第５条第１項から第３項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 建築をしようとする住宅が一戸建てである場合	１件につき7,600円(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出を行う場合にあっては、次に掲げる額を合算した額（以下「建築確認等手数料額」という。）に7,600円を加えた額) (1) （略） ~~(2) 申請に係る計画に建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第５項の構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、新潟県建築基~~	

					(2) 申請に係る計画に建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の２の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、新潟県建築基準条例第24条第１項に定める手数料の額							準条例第23条第３項に定める手数料の額に100分の108を乗じて得た額 (3) 申請に係る計画に建築基準法第87条の２の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、新潟県建築基準条例第24条第１項に定める手数料の額	
				(2) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合（(4)に該当する場合を除く。）	（略）					(2) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合	（略）		
				(3) 建築をしようとする住宅が一戸建てである場合（当	１件につき17，000円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定によ								

				該申請書に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（同法第５条第１項に規定する住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合するものに限る。）を添えた場合（以下「当初申請書に設計住宅性能評価	る申出を行う場合にあっては、建築確認等手数料額に17,000円を加えた額）								

				書を添えた場合」という。）に限る。）									
				(4) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合（当初申請書に設計住宅性能評価書を添えた場合に限る。）	1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1) 総戸数が5戸以内のものについては、60,500円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、95,100円 (3) 総戸数が10戸を								

					超え25戸以内のものについては、176,000円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、299,200円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、458,600円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、831,900円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、1,132,900円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、1,369,900円						
	36	長期優良住宅の普及の促進に関す	長期優良住宅	(1) 建築をしようとす	(略)		36	長期優良住宅の普及の促進に関す	長期優良住宅	(1) 建築をしようとす	(略)

		る法律第８条第１項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定（同法第９条第１項の規定による申請に係るものを除く。）の申請に対する審査	建築等計画変更認定申請手数料	る住宅が一戸建てである場合((3)に該当する場合を除く。)						る法律第８条第１項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定（同法第９条第１項の規定による申請に係るものを除く。）の申請に対する審査	建築等計画変更認定申請手数料	る住宅が一戸建てである場合			
				(2) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合((4)に該当する場合を除く。)	（略）							(2) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合	（略）		
				(3) 建築をしようとする住宅が一戸建てである場合（当初申請書に設計住宅性能評価書を添えた場合に限る。）	１件につき8,500円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項において準用する同法第６条第２項の規定による申出を行う場合にあっては、建築確認等手数料額に8,500円を加えた額）										
				(4) 建築をしようとする住宅が共同住宅等である場合（当初申請書	１件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項において準用する同法第６										

				に設計住宅性能評価書を添えた場合に限る。）	条第２項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1) 総戸数が５戸以内のものについては、30,200円 (2) 総戸数が５戸を超え10戸以内のものについては、47,500円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、88,000円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、149,600円 (5) 総戸数							

				が50戸を超え100戸以内のものについては、229,300円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、415,900円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、566,400円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、684,900円
（略）				

(6)の２　交通政策局関係

	対象となる事務	名称	区　分	金　額
1	道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定に基づく自家用有償旅客運送者の登録の申請に対する審査	自家用有償旅客運送者登録申請手数料		１件につき15,000円
2	道路運送法第79条の７第１項の規定に基づく	自家用有償旅客運		１件につき3,000円

（略）				

	自家用有償旅客運送者の変更登録（登録免許税法施行令（昭和42年政令第146号）第19条の２第２項の財務省令で定めるものに限る。）の申請に対する審査	送者変更登録申請手数料			
(7)～(9)　（略）					(7)～(9)　（略）

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。ただし、別表第６号の表35の項の改正（同項金額の欄中(2)を削り、「（昭和25年法律第201号）」を加え、(3)を(2)とする部分に限る。）は、同年６月１日から施行する。